

(一) 山林  
一、 土地  
一、 耕地  
一、 畜牧  
一、 五六十倍  
(一) 再建築費の求め方

(一) 山林  
一、 土地  
一、 货物価格の  
一、 四四七倍  
二、 木造家屋  
再建築費から減價考慮  
を控除した額が評価額  
である。

固定資産の評価は適正な時価を決めることがあります。またその時価とは売買価格をい

うのか、再取得価格をいかの企業経理上の価格をいうのかなどと問題が多いのであります。

地方税法では地方財政委員会が示す評価基準に基いて全市町村が評価するといふ方式を採つて居ります。

そこでその評価基準(評価の仕方)があらま

しを、左に説明いたしま

すから各納稅者御自

身で計算されてみると

ますが来年度以降毎

年一月一日現在に於て

同様の方法により評価を行なうことになつてお

りますので益々部下を指導督励しこの制度の適切なる運用を図りたいと存じます。

不満の向もあるかと思

いますので益々部下を御理解願えることと存

じます。

今度の評価について御

御期待に副うべく努力致します。

### 家賃と地代はどうなるか?

物価庁告示第180号(昭和26年9月25日)昭和26年10月1日より施行

$$(1) \text{地代} (\text{固定資産課税合帳}) \times \frac{2.2}{1000} = \text{地代 (月額)}$$

(2) 次の①又は②の規定に該当するときは、昭和27年3月まではその規定によつて夫々算出した額とする。

$$(1) \text{固定資産課税合帳} \times \frac{1.6}{100} = \text{固定資産税額}$$

$$(\text{旧賃貸価格}) + (\text{登録価格} \times \frac{8}{1000}) = \text{合計額}$$

固定資産税額が合計額より大きい場合

$$(\text{固定資産税額} - \text{合計額}) \times \frac{1}{100} = A$$

(1) の地代 + A = 地代

$$(2) \text{固定資産税額が合計額より小さい場合}$$

$$(\text{合計額} - \text{固定資産税額}) \times \frac{1}{100} = B$$

$$(1) の地代 - B = 地代$$

### 家賃

建物全部についての家賃

純家賃額+地代相当額=家賃(月額)

$$\text{①} \text{純家賃} (\text{固定資産課税合帳} \times \frac{2}{1000}) + (12\text{円} \times \text{建物}) = \text{純家賃}$$

$$(1) \text{登録価格} \times \frac{1.6}{100} = \text{固定資産税額}$$

$$(\text{旧賃貸価格} \times 7.2) + (\text{登録価格} \times \frac{8}{1000}) = \text{合計額}$$

固定資産税額が合計額より大なる場合

$$(\text{固定資産税額} - \text{合計額}) \times \frac{1}{100} = A$$

①の純家賃 + A = 純家賃

固定資産税額が合計額より小さい場合

$$(\text{合計額} - \text{固定資産税額}) \times \frac{1}{100} = B$$

①の純家賃 - B = 純家賃

②地代相当額 算出した額

その建物の敷地について地代の規定によつて算出した額

(詳細は税務課でお聞き下さい)

固定資産の評価は適正な時価を決めることになります。

あります。さてその時価とは売買価格をい

うのか、再取得価格をいかの企業経理上の価格をいうのかなどと問題が多いのであります。

地方税法では地方財政委員会が示す評価基準に基いて全市町村が評価するといふ方式を採つて居ります。

そこでその評価基準(評価の仕方)があらま

しを、左に説明いたしま

すから各納稅者御自

身で計算されてみると

ますが来年度以降毎

年一月一日現在に於て

同様の方法により評価を行なうことになつてお

りますので益々部下を指導督励しこの制度の適切なる運用を図りたいと存じます。

不満の向もあるかと思

いますので益々部下を御理解願えることと存

じます。

今度の評価について御

御期待に副うべく努力致します。

但し宅地のうちに介在するものは左通りで

あります。

平均…… 約八八〇倍

最低…… 五〇〇倍

最高…… 一、四〇〇倍

控除しない、賃貸価格の

権及び借地権の目的となつている宅地につ

いては地上権又は

但しこの場合地上権及び借地権は之を

乗じて得たのが即ちそ

の家の再建築費である

左の割合による坪数を算出し、この単価に

